

旭区地域自立支援協議会

旭区地域自立支援協議会は、旭区におすまいの障がいがある方などへの支援体制の整備を図るため、旭区にある関係機関（福祉、医療、教育又は雇用に関連する機関）や障がいのある当事者やその家族などによって構成される協議会です。

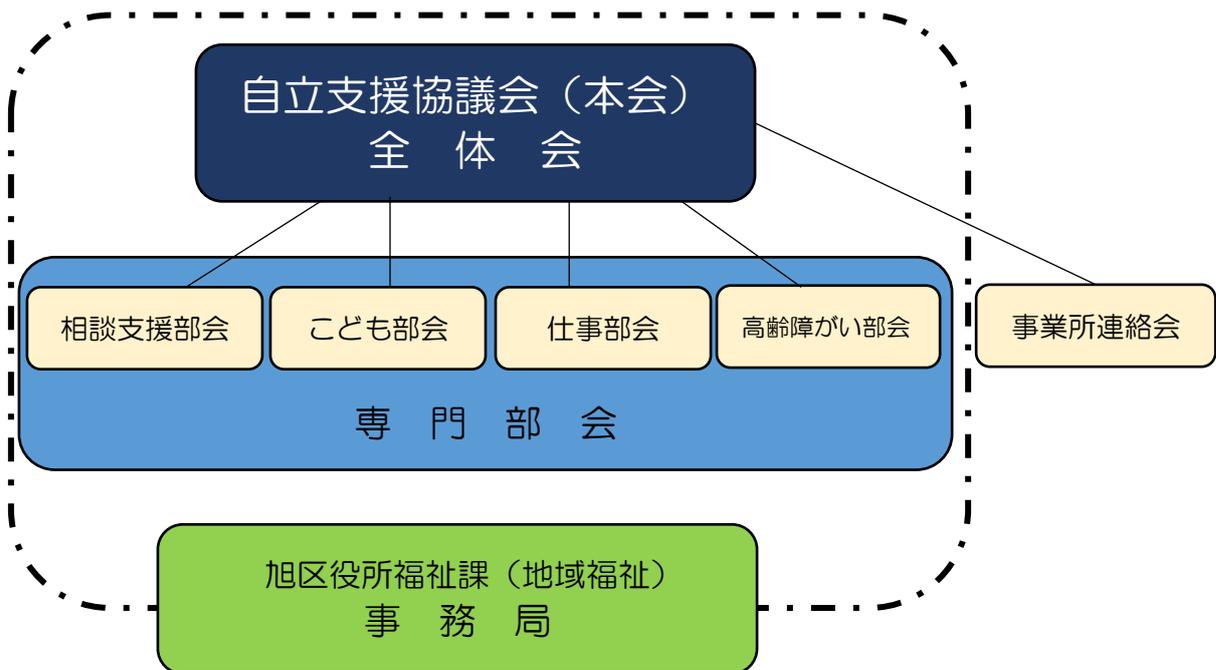
協議会のメンバーがお互いに結びつき、障がいのある方への支援体制についての課題や情報を共有し、連携の強化や体制の整備について協議しています。

●地域自立支援協議会の法的位置づけ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

第 89 条の 3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成する協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。



参加団体

旭区社会福祉協議会 旭区内小・中学校 旭区内特別支援学校
旭区障がい者基幹相談支援センター 旭区地域包括支援センター
障がい（当事者）団体 障がい福祉サービス事業者 介護保険事業者
障がい者雇用企業 公共職業安定所 就業・生活支援センター
身体障がい者・知的障がい者相談員 旭区役所

相談支援部会

目的

地域における相談支援事業所の発展及び拡充を図る。

活動内容

相談支援事業所が集まり相談支援の在り方や福祉制度について情報の共有をしています。また、研修や勉強会等を行い、相談支援のスキルアップをめざしています。

こども部会

目的

障がいのあるこども達の成長や暮らしを見守る地域社会を形成する。

活動内容

旭区のこどもたちや保護者の方が地域で安心して暮らすことができるよう、子育て・教育・福祉分野などこどもに関わる機関と連携し情報の共有や研修会を開催したり、年 1 回、旭区の全小学校で就学・進学なんでも相談を実施したりし、教育と福祉が密に連携できるように活動しています。

高齢・障がい部会

目的

地域における障がい者福祉と高齢者福祉の相互連携を図り、その連携を強化し、高齢化に伴う問題解決を図る。

活動内容

福祉サービス利用をしている障がい者が 65 歳に達した時に、スムーズに介護保険制度に移行できるよう、介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所が集まって、学習会の開催やケアマネージャーへの引継ぎロードマップ等を作成しています。

仕事部会

目的

旭区に住む障がいのある方が安心して働き続けることが出来るよう、仕事に関わる機関の連携強化を図り、障がい者個々のニーズや適性に応じた支援が可能となるよう、地域における就労支援の充実と社会資源の拡大を図る。

活動内容

区庁舎内での物販活動、千林商店街内での物販活動を通じて、障がい者の活動の場の確保や、障がいに対する理解を広める活動をしています。

事業所連絡会

旭区地域自立支援協議会のサポートのもと、旭区内の障がい児・者がよりよいサービスを受けられるよう、サービス事業者が集まって活動しています。

- 障がい者

各種別のサービス事業所が定期的に情報共有や研修などを行うことにより、旭区内の各事業所の連携を強め、それぞれが抱えている共通の課題を解決していくことを目的に活動しています。

- 障がい児

地域の福祉力の向上、社会資源の開発を目的とし、事業所間の連携強化、福祉サービスの質を高めるための勉強会を開催し、区内の福祉力の向上をめざす活動をしています。